

あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則

(令和5年3月27日)

(あま市規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（令和4年あま市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

(審査会の会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事案につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事案に係る議決に参加することができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の会長への委任)

第5条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(推進委員会の委員)

第6条 推進委員会の委員は、副市長、公室長、部長及び議会事務局の局長の職にある者をもって充てるほか、市長が必要と認める職員を任命するものとする。

(推進委員会の委員長及び副委員長)

第7条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は市長公室長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第8条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員長、副委員長及び半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会及び推進委員会の庶務)

第9条 審査会及び推進委員会の庶務は、市長公室人事秘書課において行う。

(公益目的通報の受付)

第10条 審査会は、条例第9条第1項の規定による職員の公益目的通報を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置し、審査会の委員のうちから審査会があらかじめ指定した委員（以下「外部相談員」という。）に公益目的通報の受付を行わせるものとする。

2 外部相談員は、公益目的通報を受けたときは、会長にその旨を通知するものとする。

3 前2項の規定は、条例第23条の規定による不利益な取扱いに係る是正の申立てについて準用する。

4 市長は、受付窓口を設置することを内容とする契約を締結するものとする。

5 外部相談員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部相談員でなくなった後も同様とする。

(公益目的通報の方法)

第11条 条例第9条第1項又は第2項の規定による公益目的通報は、次に掲げる事項を記載した書面を受付窓口に送付して行うものとする。

(1) 公益目的通報の趣旨及び理由

(2) 公益目的通報の年月日

(3) 公益目的通報をする職員の氏名、所属、役職及び連絡先（条例第9条第2項ただし書に該当する場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、審査会があらかじめ前項に規定する方法以外の方法を指定したときは、これによることができる。

3 職員は、条例第9条第1項又は第2項の規定による公益目的通報をしようとする内容について事前に外部相談員に相談することができる。

(要望等の記録)

第12条 条例第15条第1項前段の規定により記録するときは、要望等記録兼報告書（別記様式）に必要な事項を記載して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が同項の要望等記録兼報告書に代えて、要望等記録兼報告書に記載すべき事項が記載された書面を作成したときは、当該書面を要望等記録兼報告書とみなす。

3 職員は、要望等を受けるに当たり、当該要望等を正確に記録するため必要があると認めるときは、要望等を行う者に対し、録音し、又は録画する旨を告げて、当該要望等の内容を録音し、又は録画することができる。ただし、不当要求行為が行われた場合（不当要求行為が行われるおそれがあると認め

る場合を含む。) その他市長が定める場合は、要望等を行うものに対し、録音し、又は録画する旨を告げずに録音し、又は録画することができる。

(要望等の提出)

第13条 条例第15条第1項の規定による記録又は同条第4項の規定による書面若しくはその写しの提出は、当該記録又は書面若しくはその写しを順次上級職員を経て所属する部等の長に提出するものとする。

(不利益な取扱いに係る是正の申立て)

第14条 条例第23条の規定による不利益な取扱いに係る是正の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を受付窓口へ送付して行わなければならない。

(1) 申立てをする職員の氏名、所属、役職、連絡先及び住所

(2) 不利益な取扱いの具体的内容

2 職員は、条例第23条の規定による不利益な取扱いに係る是正の申立てをしようとする内容について事前に外部相談員に相談することができる。

(運用状況の公表)

第15条 条例第25条の規定による公表は、市広報及び市公式ウェブサイトへの掲載等により行うものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第12条関係）

要望等記録兼報告書

要 望 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
要 望 方 法	<input type="checkbox"/> 面談（場所： _____ ） <input type="checkbox"/> 電話		
要 望 者	氏名・事業者名・団体名（代表者の職・氏名）		
	（ <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 事業者・団体等 <input type="checkbox"/> 一定の公職にある者等） 住所・所在地・連絡先  ( ) —		
要 望 の 種 別	<input type="checkbox"/> 正当な要望等 <input type="checkbox"/> 不当要求行為 <input type="checkbox"/> 左記以外		
要 望 内 容	          （要望者による確認 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）		
対 応 状 況	          		
今 後 の 方 針	          		
受 付 職 員	所 属	職 名	氏 名

※ 該当する□の中にレ印を付けてください。